

## 第3章 自然公園とレクリエーション

### 第1節 総説

自然公園行政は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。昭和41年は、その根拠法である国立公園法(自然公園法の前身)が制定されてから35年目にあたる。

国立公園の指定は、昭和9年3月の雲仙・霧島・瀬戸内海の3か所を最初とし、第2次大戦前既に12の国立公園が指定されていた。しかしながら、これらの公園は、当時の社会経済の情勢を反映して利用も十分ではなく、施設整備もほとんど行なわれていなかった。

こうした情勢は、戦後、特に30年代に至つて一変した。すなわち、厚生省は増大する戸外レクリエーション需要に対処して、すぐれた景観の地を確保することを図り、初めは、主として国立公園等の指定に重点をおいた。こうして30年末までに、国立公園は19か所となり、41年には23か所に増加した。さらに、現在、戦後新たに制度化された国定公園28か所及び都道府県立自然公園263か所が指定され、全国にわたつて配置されるに至つた。

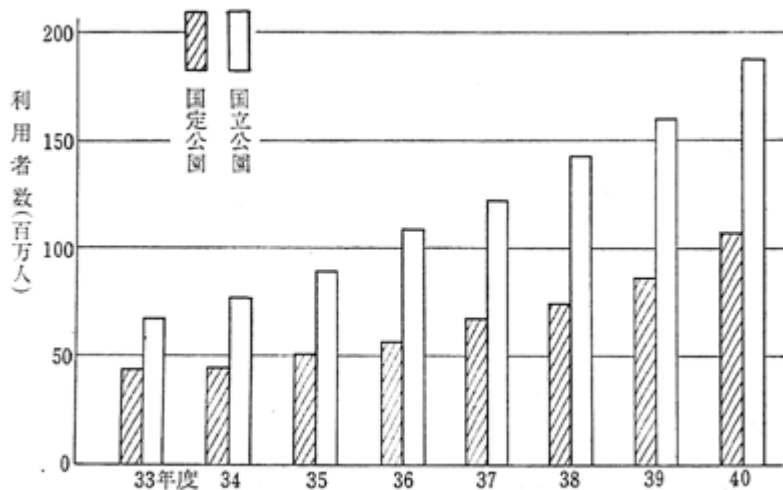
ところで、わが国の自然公園は、土地の所有形態に関係なく指定できる「地域制」を採用している。これは、国土面積が狭小で、人口が多いわが国においては、土地利用の観点から賢明な制度といわなければならない。しかし、反面に、私権の行使を制限することともなり、最近、めざましく進展しつつある産業開発、観光開発等の開発事業と競合する事例も少なくない。いうまでもなく、自然景観も天然資源と同様に有限である。この有限にしてかけがえのない貴重な自然景観をいかに保護し、子々孫々に継承するかは、その時代の国家・国民の英知にかかつており、自然景観の保護と財産権の尊重及び国土の開発その他の公益との調整は、自然公園行政にとつて、今後とも最も重要な課題の一つである。

さらに、国立公園をはじめとする自然公園等の利用者は今後における国民所得水準の向上、余暇の増加、人口の都市集中、交通機関の整備等により、ますますふえることが予想される。また、自然公園等の利用に関連の深い旅行費の増加割合は、消費支出の増加割合をこえることが予想される。現に、国立公園利用者数は、40年に1億9,000万人を数え(第3-1図参照)、35年の2.1倍に、温泉地利用者数は、40年に9,000万人をこえ(第3-2図参照)、35年の1.7倍に増加している。支出面からみても、旅行費がその一部を占めるレクリエーション及び娯楽費は、40年度に1兆2,912億円で、35年度の2.4倍に増加し、家計消費支出を上回る増加率を示している。

自然公園等利用者数は、上記のように大幅に増加しているのであるが、それに応じた利用者指導等の措置が十分に行なわれていないために、自然景観が破壊されたり、あるいは自然環境が時にけん騒のちまたに化する等の事例が、遺憾ながら一部地域においてみられている。また、自然公園等利用者のための利用施設については、有料施設に関する限り、年々大幅に改善されてはいるが、公共施設とか、手軽に利用できる国民宿舎等の宿泊施設は、まだ十分に整備されているとはいえない現況にある。

#### 第3-1図 国立・国定公園利用者数の推移

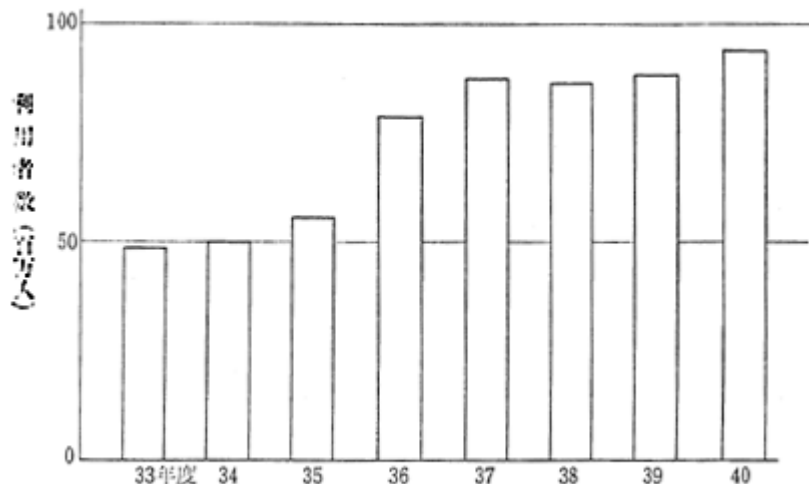
第3-1図 国立・国定公園利用者数の推移



厚生省国立公園局調べ

第3-2図 全国温泉地宿泊利用者数の推移

第3-2図 全国温泉地宿泊利用者数の推移



厚生省国立公園局調べ

自然公園のかかえているこれらの諸問題に対しては、その利用がさきにも述べたとおり、国民生活の向上、人口の都市集中傾向の増大等に伴い、ますます増加するものと考えられるので、早急に対策を講ずる必要がある。それには管理機構を強化するなどの施策の実現のほかに、利用者が大自然のなかで、快適に利用しうるだけの公共施設及び国民宿舎、国民休暇村のような宿泊施設を早急に整備することが必要であろう。

以上のような情勢を背景として、厚生大臣は、40年11月に自然公園審議会に対して、「今後予想されるべき社会経済の変動に応じて、自然公園制度は如何にあるべきか」を諮問したところ、41年8月に、現在すでに至急措置を要するものとして「自然保護のための土地の買上げ」、「施設整備の促進」、「管理機構の強化」及び「自然保護思想の徹底」からなる中間答申があつた。この答申に沿う諸施策の早急なる実現が望まれるしだいである。

なお、41年には地方交付税法の一部改正によつて、収益事業に供していない特別保護地区内の土地について市町村が固定資産税を減免した場合において基準財政収入額の算定方法の特例措置が講ぜられた。これにより、土地所有者の自然公園行政に対する、よりいつそうの協力が得られ、自然保護施策の実があらるものと期待されている。

1966年は、アメリカ合衆国国立公園局が創立されて50周年にあたる。アメリカ合衆国の国立公園体系及び制度がわが国のそれと異なつていとはいえ、1872年に世界で初めて国立公園制度を設けた先覚たる

アメリカ合衆国の例に学ぶべきことはなお多い。たまたま、42年3月から4月にかけて、日米天然資源開発利用会議の一専門部会として、第1回国立公園管理専門部会が東京において開催され、国立公園管理に関して有益な意見の交換が行なわれた。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

### 第3章 自然公園とレクリエーション 第2節 レクリエーション活動

国立公園をはじめとする自然公園が、戦後特に昭和30年代に至つて、急激な利用の増加をみていることは前述のとおりである。こうした利用は、おおむねレクリエーション的利用といつてよい。自然公園が国民の戸外レクリエーションの対象地として、いかに要求されているかは、41年11月に総理府が行なつた戸外レクリエーションに関する世論調査の結果に照らしても、その一端がうかがわれる(第3-1表参照)。また、日本交通公社が、41年9月に東京都区内満18歳未満の子持世帯700家族を対象に行なつた「家族旅行の実態と志向」調査によれば、家族観光旅行の目的は、第3-2表のように分類されている。

第3-1表 戸外レクリエーションの形態

第3-1表 戸 外 レ ク リ エ ー シ ョ ン の 形 態 (単位:%)

		戸外での特別な施設のいらない軽い運動(2時間以上)	戸外の施設で行なうスポーツ(2時間以内)	自然の山野で行なうレクリエーション	海・川・湖で行なうレクリエーション	動物園・植物園・大きな遊園地・公園に行つた	旅行	運動会に参加した、見に行つた	どれもしなかつた	計
総	数	6.6	5.7	9.7	4.2	9.1	20.3	21.1	50.3	127.1
年	小計	9.8	10.9	11.1	7.6	9.0	22.4	18.0	47.3	136.2
	18~19歳	34.6	38.5	21.2	11.5	3.8	15.4	25.0	26.9	176.9
	20~29	18.1	24.1	21.1	7.5	15.6	29.6	15.1	32.2	163.3
	30~39	12.5	10.7	10.3	9.6	11.8	23.5	20.2	42.6	141.2
	40~49	4.5	4.6	8.6	7.7	8.2	20.0	24.1	48.6	126.4
	50~59	3.5	4.9	7.0	7.7	5.6	24.6	14.8	56.3	124.6
	60以上	0.6	0.6	4.1	2.9	2.3	15.8	10.5	69.6	106.4
婦	小計	4.1	1.6	8.7	1.6	9.1	18.7	23.6	52.6	120.0
	18~19歳	25.9	11.1	28.4	1.4	4.8	37.0	29.6	2.2	176.5
	20~29	5.5	2.6	15.0	2.0	5.6	13.6	25.4	41.0	125.7
	30~39	2.6	0.9	6.9	2.0	10.9	18.1	35.1	46.3	122.7
	40~49	2.8	0.8	5.5	0.8	3.9	16.9	21.7	60.6	113.0
	50~59	—	—	3.3	—	4.4	13.6	12.0	66.7	104.9
	60以上	0.6	—	1.9	—	3.7	13.6	8.6	74.7	103.1

資料：総理府「戸外レクリエーションに関する世論調査(昭和41年11月)」

第3-2表 家族旅行の実態と志向

第3-2表 家族旅行の実態と志向 (単位:%)

	過去1年間の実績	今後1年間の希望
自然の風景をみる旅行	37.7	62.4
温泉旅行	37.7	40.2
登山、海水浴のための旅行	23.5	25.6
単なる観光旅行	12.7	9.0
名所旧跡めぐりをする旅行	9.0	34.4
都会見物をする旅行	6.0	0.7
その他	10.9	21.1
計	137.5	193.4

資料：財団法人日本交通公社「家族旅行の実態と志向(昭和41年9月)」

あえて戸外といわずレクリエーション一般を一つの健全な社会的活動として育成し、推進しようとする試みは、わが国においては昭和10年ごろから行なわれ、13年の厚生省の創立を機に、活発化していった。すなわち、厚生省は日本厚生協会を援助してレクリエーション活動の健全な育成を図り、また、自然環境の利用面の建設的な目的と体系とを与えようと努めたのであ

る。しかし、そうした努力も第2次大戦の緊迫とともに、功を奏さないまま終戦を迎えるに至った。

もちろん、戦後も窮乏のなかで復興に追われていたころは、生活のなかにレクリエーションを積極的に取り入れる余裕はなかった。それが、30年代となつて経済の高度成長と余暇の増大とがほぼ並行して進行したとき、レクリエーション活動に対する要求が急激に高まつたのは、いわば人間疎外の傾向に抗して自己を全うしようとする平衡運動ともいえるわけである。

これを、なお具体的に述べれば、経済の発展は人口の都市集中をきたす。しかし、それを受け入れる都市の側は、とかく生活環境の整備が遅れがちとなる。いきおい、多くの都市生活者は、緑を欠いた殺ばつた環境のなかで、不健全な生活を余儀なくされる。こうした人々が、より清らかな緑を求めて、戸外へとレクリエーションの場を求めるのも、けだし、当然といわなければならない。こうした情勢のなかで、国もまた戸外レクリエーションの重要性について認識を深めつつある。従来、わが国の保健行政は、とかく疾病の予防や治療に重きをおいてきた。それが現在では国民がより健康な体力を保つためのより積極的な方策が推進されつつある。

こうした立場からも、戸外レクリエーションは、老人から子供に至るまでの健康増進の手段として、最も適したものと考えられている。しかしながら、従来のレクリエーション関係行政は、社会教育行政、職場における労働者の福祉行政等の一環として、それぞれの分野で個々に行なわれる場合が多かつた。しかも、実施面においても、自然公園、温泉等に関する施策、レクリエーション施設としての国民宿舎、国民休暇村等の設置・運営等に関連してのみ行なわれているにすぎない。総合的な国民の保健休養対策という見地からは、遺憾ながら十分とはいえないのである。近い将来に、余暇がさらに増大し、週休2日制の普及などが予想される折から、体系的な戸外レクリエーション施策の樹立とその強力な推進こそ、豊かな国民生活への道を開くものということができよう。

25年以来、毎年7月21日から8月20日までの1か月を期間とし、厚生省によつて主唱されてきた「自然に親しむ運動」もまた、そうした施策の現われである。すなわち、自然環境を適正に利用することにより、健全なレクリエーションの普及発達を図ろうとするものであつて、関係都道府県と財団法人国立公園協会とが関係団体の協力を得て、地域の特性に応じ全国的に展開するものである。

30年代以降の新しい施策としては、総説で触れたとおり、国民大衆の家族旅行の容易化を図るための、国民宿舎及び国民休暇村の制度がある。このほか、後述する自然公園の保護及び利用施設の整備もまた、戸外レクリエーションの普及を図るうえに、きわめて重要な施策だといわなければならない。

以上述べたとおり、レクリエーションに関連して種々の施策が行なわれてはいるが、この際、体系的な国民の保健休養、教化対策として、将来の戸外レクリエーションは、いかにあるべきかを考えることは、急を要する。「アメリカ・レクリエーション目的審議会」(The Commission on the goals for American Recreation)の報告も戸外レクリエーションの意義について「人類が長い世代にわたつて自然の生活にとけこみ、つくりあげた生活組織が急激に変動する社会環境のためにゆがめられ、精神的にも肉体的にも、また情緒的にも、多くの不適応を見出すようになった。われわれには、今や、人間として最も深いニードである自然の安らぎが必要である。戸外レクリエーションは、その意味において重要な役割をになつている。」と述べている(Goals for American Recreation 1964.p.9)。すなわち、戸外における幾時間、幾日かの生活が、単なる自然への郷愁としてでなく、より建設的な生活体験として大きな価値があることを強調しているのである。

わが国においても、今後における戸外レクリエーション行政の推進は、こうした考え方のうえにたつことが、正しい道であると考えられる。その基本的な方策としては、国全体の立場から、また地域の特殊な必要度に依じて、戸外レクリエーションの場として、最も重要な自然が「本来の自然」として、保護されることが先決問題となる。次にそうした自然が過密利用に陥らないよう適正な配置のもとに十分な面積の戸外レクリエーション用地を確保し、自然保護との均衡を考慮しつつ、利用のための必要な施設を整備することが大切であろう。その一方では、戸外レクリエーションのための余暇時間の確保、所得の増加、交通機関の整備、山岳遭難等の事故予防対策の充実等に並行して、人生における貴重な時間である余暇の賢明な過ごし方に対する不断の指導啓もうが、きわめて必要であることはいうまでもないことである。

## 第3章 自然公園とレクリエーション

### 第3節 自然公園等

#### 1 自然公園の現状

国立公園は、わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として、昭和9年より39年にかけて、23か所の指定が行なわれ、その体系整備については、一応完了したものと見える。

これらの国立公園の区域内のすぐれた景観を保護するため、特別の規制を行なう特別地域の指定については、すべての国立公園において決定されているが、そのなかでも、自然公園の精粹ともいべき特にすぐれた景観を有する地域は、特別保護地区として厳正な保護が図られねばならない。41年度においては、十和田八幡平国立公園のうちの十和田団地と霧島屋久国立公園のうちの霧島団地に特別保護地区が指定され、特別保護地区を有する国立公園は、合計18公園となつたが、残りの5公園(大雪山、上信越高原、秩父多摩、伊勢志摩、吉野熊野)についても、指定の事務が進められている。

国立公園を利用するための施設に関する公園計画については、その概要がすべての国立公園で一般計画として決定されているが、最近のように利用が急増してくるとその利用の実態に即して公園計画の一部を手直しするとともに、公園計画の詳細化を図らなければ、適正な利用が行なわれがたいのみならず、ついには自然景観の破壊にまで立ち至るおそれがある。このような観点から、新しい公園計画の手始めとして、41年度には、日光国立公園の尾瀬地区において「尾瀬を守る計画」が立案されその決定のための事務が進められた。この計画は、近く整備される車道によつて、急増が予想される多数の利用者に尾瀬の原始的景観を十分に探勝させる一方、そのために自然景観の破壊を招来することのないよう、車道や歩道のルートを指定し、特別保護地区内における宿泊施設の収容力を限定する代わりに、外側の施設開発を進めるなどの構想を骨子とするものである。

国定公園については、国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地を保護し、利用するために、25年以降27か所の指定を行なつたが、41年度においても、37年に自然公園審議会から答申のあつた「国定公園候補地の選定について」による候補地のうち、高野竜神国定公園についての指定が行なわれ、当時選定された候補地としては、北九州を残すのみとなつている。

現在、特別地域の指定については、すべての国定公園において決定されているが、特別保護地区については、12公園で指定されているにすぎない。国内には、なお国定公園としてふさわしい自然の風景地が残されており、また最近のレクリエーション利用の増大に対処し、大都市周辺の利用性のある自然風景地についても、その保護と利用を図る必要があるので、41年11月自然公園審議会に対し、新しい「国定公園候補地の選定について」の諮問がなされ、その審議が進められている。

都道府県立自然公園については、既に指定されたものが40都道府県263か所に及び、ほぼその体系は整備されたが、公園計画については未決定のものが多く、これの検討を進める必要がある。

#### 第3-3表 わが国とアメリカ合衆国の国立公園体系比較

第3-3表 わが国とアメリカ合衆国の国立公園体系比較

日本 (1967年3月末現在)				アメリカ合衆国 (1966年1月末現在)			
名称	か所数	面積	国有地率	名称	か所数	面積	国有地率
国立公園	23	1,963,583.9 ha	61.8%	国立公園	32	5,596,832.4 ha	98.5%
国定公園	28	677,749.8	42.8	史跡公園	10	16,033.4	84.2
計	51	2,641,333.7	56.9	国家保存物	77	3,667,790.8	98.7
(参考)				軍事公園	11	12,925.2	92.0
都道府県立自然公園	263	2,025,872.0	25.0	戦跡公園	1	28,505.4	98.0
国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑	4	220.8	100.0	戦跡地	5	1,711.5	64.6
				戦跡公園	4	3,750.8	77.3
				戦跡地	3	317.7	100.0
				史跡地	23	1,363.8	91.7
				国家記念物	16	2,236.4	90.4
				国立墓地	10	89.0	100.0
				国立海岸地	6	129,931.9	61.7
				道路公園	3	49,188.5	87.6
				首都公園	1	15,025.7	93.9
				ワイトハウス	1	7.3	100.0
				休養地	11	1,470,838.8	96.2
				計	214	10,996,548.6	96.2

わが国の国立公園体系と各国のものとを比較することは、社会事情や自然景観の相違のため困難であるが、アメリカ合衆国国立公園局が所轄している国立公園体系についてみると第3-3表のとおりである。わが国との最も大きな差異はアメリカ合衆国において、総面積の約96%が連邦有地で、しかもこれは自然保護及び戸外レクリエーションの目的にもつぱら用いられるのに比し、わが国の場合には、国有地が57%にすぎず、しかもそのほとんどが林業等複雑な多目的利用が行なわれていることにある。また、アメリカ合衆国の国立公園体系は16に分かれ、自然的なもの、休養的なもの、歴史的なものの三つのカテゴリーに大別して、それぞれの目的に応じた公園の指定、管理が行なわれている。

このような世界的にも最も進んでいると思われるアメリカ合衆国の国立公園体系から学ぶべきことは多いが、わが国においては、わが国の国情に即した地域制という特色ある自然公園制度を生かしながら、独自の道を進む必要がある。そこで、自然公園制度の量的、質的な充実のために、まず急激に増大するレクリエーション需要にみあう自然公園体系の拡大を図る必要があり、そのため新たな国定公園の指定、区域の拡張が検討されているところである。同時に、レクリエーションの多様化に対処した新しい形の自然公園、たとえば海中公園、森林公園、道路公園などの整備も検討を要するであろう。これらのうち、わが国のきわめて豊富な海中資源を保護し、あわせて国民のレクリエーション需要にこたえるための海中公園の設定については、まず、国立公園及び国定公園の海域のなかから、調査に基づいて適当な場所を特別地域若しくは特別保護地区に指定して、貴重な海中景観の保護を図ることを当面の目標にしている。また、森林公園については、自然環境に恵まれない大都市住民に、森林と親しむ戸外レクリエーションの場を提供するため、明治百年記念事業の一つとして、大都市周辺に特殊な国定公園「明治の森」を指定し、積極的に森林の保護育成を図るとともに、利用施設を整備する予定で、現在、調査が進められている。

国立・国定公園配置図





## 第3章 自然公園とレクリエーション

### 第3節 自然公園等

#### 2 自然公園の保護管理

国立公園及び国定公園の区域内においては、風致景観を維持する度合いに応じて特別地域が指定され、さらに、その中に特別保護地区が指定される。都道府県立自然公園の区域においても、同様の目的で条例の定めるところにより、特別地域が指定されており、それぞれ一定の行為をするについて許可又は届出をさせることにより、風致景観の保護を図っている。しかし、これをもつてしても、自然の風致景観の保護を完全に行なうことは、困難である。これは、わが国の自然公園制度がいわゆる地域制によつてに起因している。

すなわち、わが国の自然公園は、指定者が土地の管理権を有していないため、その区域は必ずしも公園目的に専用することのできない、いわゆる多目的土地利用の行なわれる地域となつている。このため、特に民有地においては、各種行為を制限する際には常に土地所有権等私権との対立関係が生ずることとなる。したがつて、自然景観を所期の目的に沿つたかたちで完全に保護していくためには、公園専用の土地を確保することなどの措置が講ぜられなければならない。従来から、国立公園内の重要拠点となり、公園を利用するために必要な施設を集团的に設置できる可能性のある地区について、他省庁所管国有地の所管換えや、民間からの寄付をうけて、公園目的に専用することのできる土地の確保に極力努めてきており、41年現在約850ヘクタールを所管しているが、これは全国立公園面積のわずか0.4%強にすぎないので今後とも、公園目的に専用することのできる土地の確保に努めなければならない。

41年8月の自然公園審議会の中間答申のなかでも、まずこの問題に関連して、自然公園区域内の自然を保護するため、土地の買上げの必要性が強調されている。

すなわち、自然公園の核心部ともいふべき特別保護地区及び特別地域についての規制は、現実に妥協することなく厳格に運用するものとし、自然公園にふさわしい保護を図らなければならないが、その代償として、当該地区内の土地所有者が要許可行為の許可が得られないことにより、その土地の利用に著しい支障をきたすことになる場合には、その土地所有者の申出によつて、国がこれらの土地を買取る措置を設けなければならないとしている。また、さらに、本答申では公園としての管理及び学術研究のための必要最小限度のもの以外の行為や、自動車等機械力を用いての利用を禁止する自然保存地区の制度を設けることにも触れているが、なお細目については考究を重ねる必要があるとしている。

国立公園の管理は国で、国定公園はその所在する都道府県で行なうことになつている。国では現在52人の国立公園管理員(いわゆるレンジャー)と11人の都道府県委託技師が日光国立公園管理事務所、及び富士箱根伊豆国立公園管理事務所をはじめとする国立公園内27の主要地点に駐在して、自然景観の保護、所管国有地の管理、自然解説等の利用者指導など現地での保護管理業務に従事している。しかしながら、国立公園19万3,583.9ヘクタールにも及ぶ広大な面積を管理するためには、1人当たり約3万ヘクタールという大面積を受け持たなければならない。この現状は、自然保護連合(IUCN)の国立公園の国際的資格の一つとしてあげている維持管理専従者に関する基準(人口1平方キロメートル当たり50人以上の国において4,000ヘクタール当たり1人以上)をわが国の国立公園にあてはめた場合に、最小限約500人が必要ということからしても、まだまだ不十分な状態といわざるをえない。

管理員の任務は非常に多岐にわたるうえに、最近の高度経済成長に伴う観光開発、産業開発の進展及び利用者の増大等に起因して事務量が急激に増加しつつあり、それは、日光及び富士箱根伊豆国立公園を除きほとんど単独で駐在している管理員にとつて、過重であるといわざるをえない。したがつて、今後においては、前記中間答申にもあるように管理事務所を順次各国立公園に設置し、それと並行して管理

員の大幅な増員を図り、その機動力を大幅に増大する必要がある。

近年においては、観光開発、産業開発に伴う各種行為及び施設の自然公園内への進出はめざましく、また、それだけ自然景観の破壊される率が急激に大きくなってきている。なかでも41年度においては、前年に引き続き日光国立公園那須地区、上信越高原国立公園浅間高原、野尻湖周辺、富士箱根伊豆国立公園箱根地区、富士地区、伊豆地区等における大規模な別荘分譲地造成と、別荘、会社保養所、マンション等の新築が件数のうえでは非常に多くなっている。

国立公園内における美化清掃対策は、41年度においては、全国主要利用拠点である25か所の集団施設地区を中心に実施した。この美化清掃対策は37年度から引き続き国費をもつて実施しているが、地元都道府県、市町村の協力のもとに国立公園管理員が中心となつて、関係地元団体、地元関係業者を含めた美化清掃組織を結成し、主として春から秋にかけての利用シーズン中に美化清掃活動を実施し、大きな成果をあげている。今後も国立公園利用者の増大に備えて、実施個所を大幅に増加するよう努力していかねばならない。

美化清掃対策と並行して、40年度から国立公園内における樹木の害虫防除対策も実施している。自然景観構成要素として最も重要なものは樹木の緑であるが、この樹木にとって害虫は一番の大敵である。現在の防除対象は、主として瀬戸内海沿岸から九州一帯にかけて発生が多くみられるマツクイムシである。41年度においては、厚生省所管の集団施設地区を中心とした10か所で国費をもつて実施した。害虫の発生については、その確実な予測は困難であるので、前年度の被害状況等から判断し発生状況をできるだけ早くは握して、機敏な防除措置がとれるような体制をたてる必要がある。

なお、アメリカにおいて最近制定された自然保護としレクリエーションに関する三つの新しい法律、すなわち、原始地域法(Wilderness Act)土地及び水面の保存基金法(Land and Water Conservation Fund Act)自然河川法(Wild River Act)はわが国における今後の自然公園行政のあり方に示唆するものがあるといえよう。

## 第3章 自然公園とレクリエーション

### 第3節 自然公園等

#### 3 利用施設の整備

自然公園の利用施設は、自然公園の主旨に沿った利用が快適にできるよう、各公園ごとに決定された公園計画に基づき整備されている。その事業主体別の整備状況を国立公園についてみると第3-4表のとおりである。

第3-4表 国立公園事業の執行状況

第3-4表 国立公園事業の執行状況

(単位：件、100万円)

	35年度		36		37		38		39		40		41	
	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
総数	587	9,065	554	14,229	598	15,566	656	25,174	805	29,001	677	18,465	772	19,528
厚生省(直轄)	27	75	37	94	40	114	45	140	72	207	75	235	84	269
地方公共団体	157	1,227 (150)	161	2,954 (230)	180	3,372 (276)	210	4,225 (330)	254	3,603 (398)	228	3,233 (438)	234	4,238 (502)
その他の行政庁及び 公法人	4	1,308	6	2,508	8	1,926	13	5,248	13	5,833	17	1,792	10	1,917
民間	399	6,455	350	8,673	370	10,154	333	15,561	466	19,358	357	13,201	444	13,104

厚生省国立公園局調べ

(注) 地方公共団体の( )内の数字は、厚生省補助事業によるもの内数である。

利用施設の整備はほとんど私企業によつて行なわれ、その資金の大部分はホテル、旅館、ロープウェイ等の有料施設に投下されているが、一方、道路、駐車場、園地、公衆便所等の公共施設の整備は非常に立ち遅れている。実際、民間によつて整備されている宿泊施設等の公園事業の執行費は、41年度において約131億円に達しているが、国が支出している公共施設の整備は、40年度においてわずかに5億1,000万円、41年度は約5億8,000万円である。

今後の整備の方向としては、公共施設整備の遅れの解消を図ることにあるのはもちろんであるが、(1)自然を理解し、自然との交流を十分に図る施設、自然の保護を図る施設、利用の混雑を解消する施設及び環境衛生施設の整備、(2)国立公園における過度の利用の分散、(3)施設整備の個所を限定しての重点的整備等に重点を置いて整備を進める方針である。

41年度においては、この方針に沿い、たとえば自然研究路については、富士箱根伊豆国立公園の富士山御中道、日光国立公園の湯元、瀬戸内海国立公園の鷺羽山など11路線、ビジター・センター(公園利用者に対し、公園の自然や人文景観についての科学的知識の普及と適正な公園の利用方法の指導を効果的に行なうための総合施設)については、白山国立公園の室堂、阿蘇国立公園の長者原の2か所など、それぞれ整備が進められた。

また、これら施設とともに国民宿舎及び国民休暇村の重点的な整備が進められつつある。

国民宿舎は、31年度より地方公共団体に対し特別地方債の融資によつて整備されているものであつて、自然公園や国民保養温泉地等のすぐれた自然環境に、だれでも気軽に、しかも快適に利用できることを目標にして建設されている。その融資額は、31年以来41年度までで、厚生年金保険積立金還元融資が26億0,800万円、国民年金特別融資が49億6,440万円、合計75億7,240万円に達する。宿舎数も、既に202か所を数え収容定員は2万1,821人に達している(第3-5表参照)。利用者もまた毎年急速な伸びを示し、宿泊利用者は、年間204万人をこえている。

国民宿舎に対する社会的要請は、諸般の情勢から今後ますます増大するものと考えられるので、さらに融資額を増大するなどの措置を講じ、その需要に応じなければならない。新設するにあつては、全国的な配置の適正を考慮するものとし、既設宿舎については、その内容改善はもちろんとし、子供連れを対象とする付帯施設の充実等が必要であらう。

一方、国民休暇村は、36年度より整備されているものであつて、自然環境のすぐれた国立公園及び国定公園のなかに、低廉で清潔な宿泊施設を中心に、各種の利用施設を集团的に整備し、家族連れを中心に国民大衆の総合的な保健休養施設を造成するものである。40年度までに全国17か所、総面積約1,440ヘクタールに、宿泊施設にそれぞれの立地に適した各種の利用施設を関連的に整備することとし、そのうち園地、駐車場等の基本的な公共施設は国又は地方公共団体が、宿泊施設等の有料施設は財団法人国民休暇村協会が建設し、その運営にあつている(第3-6表参照)。

41年度における投資額は7億8,431万円である。そのうち公共施設への投資は約2億4,376万円、有料施設への投資は約5億4,055万円である。国民の認識が深まるにつれて、国民休暇村の利用は逐年増加し41年度における利用者は宿泊及び休憩合わせて約61万人に及んでいる。

第3-5表 国民宿舎の設置及び利用状況

第3-5表 国民宿舎の設置及び利用状況

	総数	35年度		及び利用状況				
		35年度	36	37	38	39	40	41
設置区分(か所)	202	46	30	25	23	31	27	20
国立公園	73	23	9	6	11	10	12	2
国定公園	37	7	10	6	4	5	3	2
都道府県立自然公園	39	7	4	7	3	8	1	9
保養温泉地	29	8	5	4	1	7	3	1
その他	24	1	2	2	4	1	8	6
収定定員(人)	21,821	4,477	3,201	2,818	2,506	3,978	2,691	2,150
融資金額(千円)	7,572,400	888,000	924,900	886,500	817,000	1,513,000	1,247,500	1,295,500
厚生年金保険	2,603,000	888,000	285,000	133,000	113,000	513,000	202,000	474,000
国民年金	4,964,400	—	639,900	753,500	704,000	1,000,000	1,045,500	821,500
利用者数(人)	14,580,212	716,915	652,969	1,098,049	1,994,287	2,663,983	3,155,023	4,298,981
宿泊利用	6,810,466	303,927	317,389	479,656	894,528	1,247,741	1,519,803	2,047,422
休憩利用	7,769,746	412,988	335,580	613,393	1,099,759	1,416,242	1,635,220	2,251,559

厚生省国立公園局調べ

第3-6表 国民休暇村の設置及び利用状況

第3-6表 国民休暇村の設置及び利用状況

	総数	36年度	37	38	39	40	41
設置区分(か所)	17	10	2	4	1	—	—
国立公園	13	8	1	4	—	—	—
国定公園	4	2	1	—	1	—	—
収容定員(人)	3,321	2,234	373	621	93	—	—
投資額(千円)	3,717,029	536,348	809,909	412,483	497,081	676,898	184,310
公共施設	885,814	47,000	91,990	121,100	157,521	224,442	243,761
有料施設	2,831,215	489,348	717,919	291,383	339,560	452,456	540,549
利用人員(人)	1,382,415	—	5,454	134,539	231,508	401,083	609,831
宿泊利用	759,977	—	5,184	63,582	134,122	232,096	324,993
休憩利用	622,438	—	270	70,957	97,386	168,987	284,838

厚生省国立公園局調べ

## 第3章 自然公園とレクリエーション

### 第3節 自然公園等

#### 4 国民公園及び墓苑

国民公園とは、皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑を指すもので、22年12月27日の閣議決定に基づき、広く国民の利用に供するため、24年以来厚生省が管理運営している公園である。

皇居外苑は、皇居周辺の緑地と堀の区域でその面積は92.7ヘクタールあり、全国から利用者が訪れ、また外国人も多く、これら利用者の総数は年間約800万人に及んでいる。皇居外苑の主体区域は、いわゆる皇居前広場であるが、この区域はまた皇居の前庭ともいふべきところで、その景観はクロマツと芝ふで形成されている。ところが、最近、自動車の排気ガス等による大気汚染の影響がおもなる原因となつて、クロマツ等樹木の衰弱が著しく、40年度から3か年間計画で樹木補植を実施している。また、この地区の約14.3ヘクタールにも及ぶ芝の張り替えも40年度から6か年計画で実施しており、クロマツと芝ふによる庭園としての美観の維持に努めている。

新宿御苑は、明治時代における和洋折衷の代表的庭園で、その面積58.2ヘクタール、年間利用者数約186万人に及んでいる。苑内には総面積3,700平方メートルの大温室があり、現在1,500種の植物が植え込まれている。ここでは毎年、春は八重桜を中心とする総理大臣主催の観桜会、そして秋は伝統的な菊花栽培による観菊会が催されている。現在、苑内には約1,300本の桜樹があるが、このうち約1,000本が老齢化しているため、41年度から年次計画をたて補植を実施している。その他、芝の張り替え、池の清掃等を実施し、名苑としての景観の維持に努めている。

京都御苑は、京都御所を囲み南北約1,300メートル東西約700メートルの整然たる長方形の苑地で、京都御所、大宮御所等皇室用財産を除く面積65.6ヘクタールが国民公園として開放されている。この区域は松を主とする多数の大木を芝ふによつて形成された庭園で、京都市の中央公園的役割を果たすとともに、内外人の利用者が多く、その数は年間約600万人に達している。ここの管理にあつては、樹木の手入れ、芝の手入れを重点とし、その他公衆便所の新改築、野外灯の改増設等を年次計画に従つて実施しており、景観の維持に力を入れている。千鳥ヶ淵戦没者墓苑は、千鳥ヶ淵に臨む約1.5ヘクタールの面積を有し、ここには戦後、海外の各地から送還された戦没者の遺骨、現在約9万1,000柱が六角堂に安置されており、参拝者は年間約20万人に及んでいる。

## 第3章 自然公園とレクリエーション

### 第3節 自然公園等

#### 5 温泉

わが国は、世界でも有数の温泉国といわれ、温泉地は国民の保健休養地としてきわめて重要な役割を果たしている。

その特色とするところは資源の面からみれば、多数の火山活動の影響を直接、間接に受けているため、温泉の温度が高いこと、温泉の泉質が多種多様であること及びゆう出地が、ほぼ全国にわたっていることなどがあげられる。これを利用の面からみれば、高温多湿の気候風土の影響による入浴慣行の普遍化及び医治的効能に対する経験則的な期待感のため、浴用、飲用及び休養の場として、わが国独自の温泉地利用形態が、各地に多数発達してきたこと及び温泉のゆう出する源泉が財産権として高く評価されていることなどがあげられる。

すなわち、41年3月末現在の全国における温泉ゆう出源泉数は1万1,913か所(うち、自噴するもの5,953か所、動力によるもの5,875か所、未利用のもの85か所)、そのゆう出総量は1日換算約160万トンに及んでいる。また、全国1,331か所の温泉地には、宿泊施設数1万1,000か所、その年間延べ宿泊利用者数は9,300万人に達している。前出の第3-2表の「家族旅行の実態と志向」に照らしてみても、過去1年間の実績で温泉旅行は38%、今後1年間に希望する観光旅行のうち、温泉旅行は40%と名所旧跡めぐりする旅行を大きく引き離している。すなわち、温泉地利用は既に旅行の一形態として一般化しているといえよう。

温泉法は、温泉を保護し、その利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として、温泉ゆう出目的のための土地の掘さく、増掘、動力の装置及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する利用は、都道府県知事の許可にかからしめている。40年における全国計の許可数は、掘さく1,189件、増掘399件、動力装置556件及び浴用・飲用2,039件であり、温泉法施行日(23年8月9日)以来の累積許可件数は、掘さく1万2,677件、増掘3,980件、動力装置6,214件及び浴用・飲用1万8,455件に及んでいる。特に、最近では温泉ゆう出目的のための土地掘さく及び増掘の申請件数及びこれらの許可件数が、ともに増加してきており、増大する利用の需要に応ずるために温泉の開発を促進した結果、温泉の需給関係がしだいに悪化し、温泉のゆう出量の減少、温度の低下及び泉質の変化等温泉源の衰退傾向を招来している事例も、一部温泉地においてみられている。これの対応措置として、乱掘、乱用を自主的に防止し、あわせて、温泉の効率的合理的利用の増進を図るための温泉集中管理施設を整備する必要があるとする意見が高まりつつある。温泉の効用は、温泉に入浴し又は温泉を飲用することによつて、温泉の熱エネルギー及び温泉のなかに溶存している各種の稀少物質が、健康の回復向上に有効に作用することにより、温泉地の気候条件もその重要な要素をなしている。この効用は、近代医学において認識され、年々それに対する研究も盛んになり、その結果が疾病の予防あるいは治療又はリハビリテーションの場において実証されてきている。また温泉が、さきにも述べたとおり、日本人にとつて最も大衆的ないこのよりどころの一つとして、今も昔も老若を問わず利用されていることは好ましいことである。今後、ますますこの面の利用が増大するものと予想されるので、温泉利用施設に対する公衆衛生上の規制を強化して、利用者の保護を図る必要がある。

なお、最近、温泉地が歓楽の場となる傾向が多いと批判されているが、温泉地の健全な育成を図るため、国民保養温泉地の制度が設けられている。これは、自然の風景に恵まれ良好な環境のもとにある温泉地を、厚生大臣が、温泉の公共的利用増進のために指定する趣旨のものであり、現在、全国で38か所(関係市町村は49市町村)指定されている(第3-3図参照)。この指定に並行して、国民保養温泉地には、利用者が素朴な休養や療養本位の温泉地として利用できるように、各温泉地の特殊性に即して、温泉地計

画が策定されている。この計画は温泉浴場施設、宿泊施設、休養施設、温泉療養施設その他の温泉利用施設に関するもの及び風致、環境衛生、交通等温泉地の環境改善に関するものを含んでいる。温泉地計画による公共施設の整備については、国民保養温泉地施設整備費補助金により、順次整備されつつあるが、今後は、計画目標達成のために融資資金の活用の方途を開くことも検討されることが必要である。

---

---